個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	公共施設案内予約システムファイル	
行政機関等の名称	兵庫県三田市	
個人情報ファイルが利用に供される 事務をつかさどる組織の名称	協働推進課(さんだ市民センター・有馬富士共生センター・高平ふるさと交流センター・広野市民センター・ふれあいと創造の里・藍市民センター・フラワータウン市民センター・ウッディタウン市民センター・まちづくり協働センター)、文化スポーツ課(総合文化センター)、健康増進課(総合福祉保健センター)、公園みどり課(城山公園・三田谷公園・中央公園・駒ケ谷運動公園・学園東公園・テクノ公園・下青野公園・小野公園)	
個人情報ファイルの利用目的	公共施設案内予約システム利用者	
記録項目	1識別番号、2氏名、3住所、4電話番号、5生年月日、6メールアドレス、7団体名・構成人数(団体登録の場合)	
記録範囲	公共施設案内予約システム利用者登録の申し込みをした者	
記録情報の収集方法	収集の相手方 🗹 本人 🗆 本人以外()	
	収集の手段 各施設窓口での申請	
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	_	
記録情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名称) 兵庫県三田市経営管理部行政管理室総務課 (所在地) 〒669-1595 兵庫県三田市三輪2丁目1番1号	
訂正および利用停止に関する 他の法令の規定による特別の 手続等	_	
個人情報ファイルの種別	☑ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当するファイル☑ 有 □ 無	□ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報に関する提案の募集をする個 人情報ファイルである旨	_	
行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の 名称及び所在地	_	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受 ける組織の名称及び所在地	_	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をす ることができる期間	_	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	_	
備考		